

# 京都市動物園学術顧問設置要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、京都市動物園学術顧問（以下「学術顧問」という。）の設置及び学術顧問の活動に関する必要な事項について定めるものとする。

## (役割)

第2条 学術顧問は、次の役割を担う。

京都市動物園で取り組む種の保存、動物福祉、研究などへの指導及び助言

## (選定)

第3条 学術顧問は、京都市動物園長が適当と認める者のうちから選定する。

## (任期)

第4条 学術顧問の任期は1年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

## (報酬等)

第5条 京都市長は、学術顧問に対して、第2条に掲げる役割を果たすために必要と認める報酬その他の経費を支給し、又は提供することが出来る。

## (庶務)

第6条 学術顧問に関する庶務は、動物園において行う。

## (補足)

第7条 この要綱に定めるもののほか、学術顧問の活動に関して必要な事項については、京都市動物園長が定める。

## 附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。